

公的研究費の適切な運営管理について

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日 文部科学大臣決定、令和3年2月1日改定）に基づき、公的研究費の適正な運営管理について、2022年1月、「公的研究費の適正な取扱いに関する規程」等を以下のように制定しました。なお、現在、使用している公的研究費は、競争的資金です。

相談窓口及び通報窓口

日本ファンドレイジング協会では、公的研究費を適正に運営・管理するため、相談窓口及び通報窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口及び通報窓口

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

TEL：03-6809-2590

FAX：03-6809-2591

Web：<https://jfra.jp/contact>

郵送先：〒105-0004 東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル7階

告発に関する留意事項

告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など適宜の方法によることができますが、告発を受け付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正行為と判断した合理的根拠について確認させていただくとともに、上記の情報が確認できない場合や、告発内容の信憑性が疑わしい場合には、告発を受け付けない場合もあります。

通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

1. [コンプライアンス規程](#)
2. [公的研究費の適切な取扱いに関する規程](#)
3. [公的研究費の適切な取扱いに関する基本方針](#)
4. [職員の行動規範](#)
5. [公的研究費の不正防止計画](#)
6. [不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針](#)